

○厚生労働省告示第四百五十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1の1中(188)を(190)とし、(140)から(187)までを(142)から(189)までとし、(139)を(140)とし、その次に次のように加える。

(141) パクリタキセル（人血清アルブミンを含有するものに限る。）

別表第1の1中(138)を(139)とし、(118)から(137)までを(119)から(138)までとし、(117)の次に次のように加える。

(118) 沈降精製百日せき菌アテリア破傷風不活化ポリオ（サーベイン株）混合ワクチン

別表第1の4中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 自家軟骨生細胞